

総務常任委員会関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 第1条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の<u>給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（任期を定めた採用）</u></p> <p>第2条 一略一</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の<u>給与等の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（任期を定めた採用）</u></p> <p>第2条 一略一</p> <p>第2条の2 <u>任命権者は、職員等を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員等を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>（1）一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p><u>（2）一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2 <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員等以外の職員等を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員等を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>第2条の3 <u>任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員等（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p>

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員等により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員等が次に掲げる承認（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下これらを「企業職員等」という。）にあつては、当該承認に相当する承認）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員等の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（1） 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

（2） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第9条の2第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第16条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の承認

（3） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第2条の4 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等 (地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。))を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

—略—	—略—
-----	-----

2～5 —略—

事情により同条各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第2条の2各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第2条の2各項又は第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期が3年(前条に規定する場合にあつては、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等 (企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

—略—	—略—
-----	-----

2～5 —略—

第7条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「 <u>任期付職員条</u>
--------	------	--

		例」という。)第9条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第2項又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第4項並びに第6条第2項及	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を

び第3項		乗じて得た額とする
第12条の6第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付職員条例第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第15条第3項及び第16条第3項第1号ただし書	職員勤務時間条例 県立学校職員勤務時間等条例	任期付職員条例第9条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例 任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2
	第13条の2	第12条の7、第13条の2
	並びに	及び

第8条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業局給与条例第18条の2及び病院事業局給与条例第23条の規定の適用については、これらの規定中「育児休業法第18条第1項の規定により」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」とする。
（任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時

間に関する条例の特例)

第9条 任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 第2項	法第22条 の4第1 項又は第 22条の5 第1項の 規定によ り採用さ れた職員 (以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員 15時間30 分から31 時間まで	一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員
第2条 第4項 及び第 5項並 びに第 5条	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の特例)

第10条 任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第1項 第1号	地方公務 員法第22 条の4第 1項又は 第22条の 5第1項 の規定に より採用 された職	一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員
-------------------	--	--

	員（以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員	
第10条	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の特例）

第11条 任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第2項	地方公務 員法第22 条の4第 1項又は 第22条の 5第1項 の規定に より採用 された学 校職員 （以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員	一般職の任期付職員の 採用等に関する条例（平 成16年3月県条例第6 号）第2条の3各項の規 定により任期を定めて 採用された学校職員（以 下「任期付短時間勤務職 員
	15時間30 分から31 時間まで	31時間まで
第4条 第1項 及び第 2項、第 9条第 1項第 1号並 びに第	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

(委任)
第7条 一略一

17条		
-----	--	--

(委任)
第12条 一略一

第2条関係 (山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案																											
<p>(育児休業をすることができない職員等)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 一略一</p> <p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </table> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第27条 任期付短時間勤務職員(企業職員等を除く。以下同じ。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>第23条の2(見出しを含む。)</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>任期付短時間勤務職員</td> </tr> </table>	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	<p>(育児休業をすることができない職員等)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p><u>(6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員等</u></p> <p>(7) 一略一</p> <p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </table> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第27条 任期付短時間勤務職員(企業職員等を除く。以下同じ。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>第23条の2(見出しを含む。)</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>任期付短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2</td> <td>第9条の2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第13条の2</td> <td>第12条の7、第13条の2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>並びに</td> <td>及び</td> </tr> </table>	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員		第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2		第13条の2	第12条の7、第13条の2		並びに	及び
一略一	一略一	一略一																										
一略一	一略一	一略一																										
第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員																										
一略一	一略一	一略一																										
一略一	一略一	一略一																										
第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員																										
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2																										
	第13条の2	第12条の7、第13条の2																										
	並びに	及び																										

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2 以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2 以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～14 一略一	一略一	1～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 一略一 (7) <u>法第18条第16項</u> （法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する通知の受付 (8) <u>法第18条第24項第1号</u> （法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る知事に対する申請の受付	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 一略一 (7) <u>法第18条第20項</u> （法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する通知の受付 (8) <u>法第18条第38項第1号</u> （法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る知事に対する申請の受付	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）

(9) 法第18条第24項 第2号(法第87条の 4並びに第88条第1 項及び第2項におい て準用する場合を含 む。)の規定による 認定に係る県の建築 主事に対する申請の 受付	
(10)～(19) 一略一	
16～50 一略一	一略一

2 一略一

(9) 法第18条第38項 第2号(法第87条の 4並びに第88条第1 項及び第2項におい て準用する場合を含 む。)の規定による 認定に係る県の建築 主事に対する申請の 受付	
(10)～(19) 一略一	
16～50 一略一	一略一

2 一略一

第2条関係(山形県手数料条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(351) 一略一 (351)の2 建築 構造計算 建築物1 基準法第6条の適合性判 棟(1棟 3第1項及び第3項定手数料 の建築物 18条第4項の規 を2以上 定に基づく構造 の部分に 計算適合性判定 分けて構 造計算を 行っている場合 は、一の 部分)に つき、次 の表の左 欄に掲げ る区分に 応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額	(手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(351) 一略一 (351)の2 建築 構造計算 建築物1 基準法第6条の適合性判 棟(1棟 3第1項及び第3項定手数料 の建築物 18条第5項の規 を2以上 定に基づく構造 の部分に 計算適合性判定 分けて構 造計算を 行っている場合 は、一の 部分)に つき、次 の表の左 欄に掲げ る区分に 応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額
区分	金額
区分	金額

—略—	—略—
-----	-----

(352) 建築基準 中間検査 次の表の
 法第7条の3第 を受けな 左欄に掲
 4項の規定によ い建築物 げる区分
 る中間検査を受 の完了検 に応じ、
 けない建築物に 査申請等 それぞれ
 係る同法第7条 手数料 同表の右
 第1項の規定に 欄に定め
 基づく完了検査 る額
 の申請又は同法
第18条第20項
 規定による中間
 検査を受けない
 建築物に係る同
条第16項の規定
 に基づく工事の
 完了の通知に対
 する検査

区分	金額
—略—	—略—

(352)の2 建築 中間検査 次の表の
 基準法第7条の を受けた 左欄に掲
 3第4項の規定 建築物の げる区分
 による中間検査 完了検査 に応じ、
 を受けた建築物 申請等手 それぞれ
 に係る同法第7 数料 同表の右
 条第1項の規定 欄に定め
 に基づく完了検 査の申請又は同
 法第18条第20項
 の規定による中
 間検査を受けた
 建築物に係る同
条第16項の規定
 に基づく工事の
 完了の通知に対
 する検査

区分	金額
—略—	—略—

(353) 建築基準 建築設備 15,000円
 法第87条の4に 完了検査 (小荷物
 おいて準用する 申請等手 専用昇降
 同法第7条第1 数料 機に係る
 項の規定に基づ ものにあ

—略—	—略—
-----	-----

(352) 建築基準 中間検査 次の表の
 法第7条の3第 を受けな 左欄に掲
 4項の規定によ い建築物 げる区分
 る中間検査を受 の完了検 に応じ、
 けない建築物に 査申請等 それぞれ
 係る同法第7条 手数料 同表の右
 第1項の規定に 欄に定め
 基づく完了検査 る額
 の申請又は同法
第18条第29項
 規定による中間
 検査を受けない
 建築物に係る同
条第20項の規定
 に基づく工事の
 完了の通知に対
 する検査

区分	金額
—略—	—略—

(352)の2 建築 中間検査 次の表の
 基準法第7条の を受けた 左欄に掲
 3第4項の規定 建築物の げる区分
 による中間検査 完了検査 に応じ、
 を受けた建築物 申請等手 それぞれ
 に係る同法第7 数料 同表の右
 条第1項の規定 欄に定め
 に基づく完了検 査の申請又は同
 法第18条第29項
 の規定による中
 間検査を受けた
 建築物に係る同
条第20項の規定
 に基づく工事の
 完了の通知に対
 する検査

区分	金額
—略—	—略—

(353) 建築基準 建築設備 15,000円
 法第87条の4に 完了検査 (小荷物
 おいて準用する 申請等手 専用昇降
 同法第7条第1 数料 機に係る
 項の規定に基づ ものにあ

く建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査

っては、
9,000円)

(354) 建築基準 工作物完了検査申請等手数料
10,000円
法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知に対する検査

(354)の2 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程工事の終了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(355) 建築基準 検査済証の交付を受ける前第2号並びに第18条第24項第1

く建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査

っては、
9,000円)

(354) 建築基準 工作物完了検査申請等手数料
10,000円
法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知に対する検査

(354)の2 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程工事の終了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(355) 建築基準 検査済証の交付を受ける前第2号並びに第18条第38項第1

号及び第2号 の仮使用
（これらの規定 認定申請
を同法第87条の 手数料
4 並びに第88条
第1項及び第2
項において準用
する場合を含
む。）の規定に
基づく仮使用の
認定の申請に対
する審査

(355)の2～(384)の3の3 ー略ー
(384)の4 建築 確認済証 証明書 1
物、建築設備及 等交付証 通につき
び工作物に係る 明書交付 500円
次の事項の証明 手数料
書の交付

イ ー略ー

ロ 建築基準法
第7条第5項
及び第18条第
18項（これら
の規定を同法
第87条の4並
びに第88条第
1項及び第2
項において準
用する場合を
含む。）の規
定による検査
済証の交付を
受けているこ
と。

ハ 建築基準法
第7条の3第
5項及び第18
条第21項（こ
れらの規定を
同法第87条の
4及び第88条
第1項におい
て準用する場
合を含む。）
の規定による
中間検査合格

号及び第2号 の仮使用
（これらの規定 認定申請
を同法第87条の 手数料
4 並びに第88条
第1項及び第2
項において準用
する場合を含
む。）の規定に
基づく仮使用の
認定の申請に対
する審査

(355)の2～(384)の3の3 ー略ー
(384)の4 建築 確認済証 証明書 1
物、建築設備及 等交付証 通につき
び工作物に係る 明書交付 500円
次の事項の証明 手数料
書の交付

イ ー略ー

ロ 建築基準法
第7条第5項
及び第18条第
22項（これら
の規定を同法
第87条の4並
びに第88条第
1項及び第2
項において準
用する場合を
含む。）の規
定による検査
済証の交付を
受けているこ
と。

ハ 建築基準法
第7条の3第
5項及び第18
条第30項（こ
れらの規定を
同法第87条の
4及び第88条
第1項におい
て準用する場
合を含む。）
の規定による
中間検査合格

証の交付を受けていること。

(385)～(423)の13 一略一
 (423)の14 建築 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けている場合	5,000円
一略一	一略一
備考 一略一	

第423号の14の表の付表第2 一略一

第423号の14の表の付表第3 一略一

(423)の15～(478) 一略一

2 一略一

証の交付を受けていること。

(385)～(423)の13 一略一
 (423)の14 建築 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けている場合	5,000円
一略一	一略一
備考 一略一	

第423号の14の表の付表第2 一略一

第423号の14の表の付表第3 一略一

(423)の15～(478) 一略一

2 一略一